勿来の関公園体験学習施設利用の手引き

１　休館日

・月の第３水曜日（その日が国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)にあたるときは、その翌日）
・１月１日
・その他施設の管理上必要が生じた場合

２　開館時間

・午前９時から午後５時まで

３　施設の利用

（１）一般利用の場合

開館時間(9：00～17：00)内は、無料で見学や休憩ができます。
なお、施設が独占して利用(イベント等での利用)されている場合、見学等が制限されます。

（２）独占して利用(イベント等での利用)する場合

利用の許可申請をすることにより、9：00～21：00 までの利用が可能となります。
※9：00～17：00 まで、17：00～21：00 で利用時間が区切られます。

● 9：00～17：00 の利用条件

① 原則として門を閉めた利用はできません。(公園来園者の見学があるため)
② 営利目的による利用はできません。
③ 施設利用上好ましくない行為の禁止
　・スポーツ全般
　・大きな音を発するもの
　・火気の使用は原則禁止
　・アルコール飲料の持込禁止
④ その他管理上支障がある利用はできません。

● 17：00～21：00 の利用条件

① 門を閉めた状態での利用が可能です。
② 営利目的による利用はできません。
③ 施設利用上好ましくない行為の禁止
　・スポーツ全般

・大きな音を発するもの
・火気の使用は原則禁止
・アルコール飲料の持込禁止

④ その他管理上支障がある利用はできません。

● 空き情報の確認

・(一財)いわき市公園緑地観光公社(いわき市常磐湯本町上浅貝 110-33：ヨークいわきスタジアム内)の窓口又は電話(℡0246-43-0033)により確認ください。

● 申請方法

・申請書に必要事項を記入し、利用日の当日までに(一財)いわき市公園緑地観光公社(いわき市常磐湯本町上浅貝 110-33)に持参、郵送、ファックスのいずれかの方法により申請し、使用料を納付してください。

郵送　⇒　〒972-8321　いわき市常磐湯本町上浅貝 110-33
ﾖｰｸいわきｽﾀｼﾞｱﾑ内　(一財) いわき市公園緑地観光公社　宛
ﾌｧｯｸｽ番号　⇒　0246－43－1401

受付開始：利用希望日の３ヶ月前の属する月の初日から
受付時間：8:30～17:00(窓口の場合)

※申請書は、(一財)いわき市公園緑地観光公社のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
(http://www.iwakicity-park.or.jp/)からもﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞできます。
※利用者間で権利を譲渡することはできません。
※申請内容と異なる利用をする場合(日時等)は、新たに申請が必要です。

● 使用料

・9：00～17：00　2,200 円　17：00～21：00　2,200 円

● 使用料の納入

・利用日の当日までに窓口で使用料金をお支払いください。(遠方の方は現金書留にて（一財）いわき市公園緑地観光公社までお支払いください。)

● 使用料の減免

・市の都市公園条例に基づき、市長が公益上特に必要があると認めた場合減免を受けることができます。

● 使用料の返還

・施設の維持管理上、若しくは公益上の必要によって許可を取り消した場合は、使用料を返還いたします。

・使用料の返還をする場合、申請者の指定口座に振り込みとなります。

※利用者の都合により利用を中止する場合、使用料は返還できません。

４　施設利用上の注意

（１）飲食

・施設内での飲食(アルコールは禁止)は可能です。

・ゴミは必ず持ち帰ってください。

※公園内（体験学習施設の敷地内を含む）は禁煙です。

（２）その他

・施設、備品等を破損又は紛失したときは弁償していただくことになります。